

保育施設入所手続きのご案内

令和7年4月からの保育施設入所手続きについてお知らせします。

1. 支給認定について

教育・保育施設の利用を希望する場合、お子さんの年齢や保育の必要性の有無、保育の必要量に応じて保護者が申請し、尾花沢市から「支給認定」を受ける必要があります。

■支給認定区分の概要

「支給認定」には、次の3つの区分があります。

認定区分	対象となるお子さん	主な利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上 保育の必要性なし	認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 (保育認定)	満3歳以上 保育の必要性のある方	保育所 認定こども園（保育園部分）
3号認定 (保育認定)	満3歳未満 保育の必要性のある方	保育所 認定こども園（保育園部分）

■保育の必要性の有無（保育を必要とする理由）2号・3号認定

2号・3号認定を希望する場合、保護者が「保育を必要とする理由」がなければ受けられません。「保育を必要とする理由」は下記のとおりです。

- 就労（フルタイムの他、パートタイム、夜間、居宅内労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがある場合
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
- その他、上記に類する状態として市が認める場合



■保育の必要量

保護者の就労状況によりいずれかの認定を受けることになります。

認定区分	就労時間	教育・保育時間
保育標準時間	就労時間が月 120 時間以上 (フルタイム就労を想定)	最長 11 時間 (7:15~18:15)
保育短時間	就労時間が月 64 時間以上 (パートタイム就労を想定)	最長 8 時間 (8:30~16:30)

■保育施設の利用開始日の考え方（慣らし保育）について

育児休業取得中の方につきましては、就労復帰の1ヶ月前より入所可能となります。

利用開始日以降、全ての保育園で慣らし保育を実施しています。概ね2週間（最大1ヶ月）

※慣らし保育とは、保育施設に新たに入所するお子さんについて、利用する保育施設に無理なく馴染めるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく期間となります。

2. 尾花沢市内の保育施設について

■新規募集施設・募集人数

区分	保育園名	所在地	電話番号	新規募集人数						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
保育園	公立	さくら保育園	丹生 180 番地 5	22-0420	3	希望通りの受け入れが可能です				
		ときわ保育園	延沢 919 番地 3	28-2127	3					
		玉野保育園	鶴巻田 504 番地 1	28-2117	3					
認可外保育園	私立	(福)ひまわり保育園	新町四丁目 4 番 17 号	23-2123	7	6	1	6	4	1
		(福)よつばこども園	荻袋 1287 番地 17	24-3456	3	3	1	2	2	1
		(学)尾花沢幼稚園	上町四丁目6番 16号	22-0312	9	6	1	9	6	1

※受け入れ年齢は、0歳(出生後2か月)より可能となります。

※保育時間は、公立 7:15～19:00 / 私立7:15～19:15 となります。

※募集人数は、令和6年度9月時点での予定数となります。令和6年度中の園児の退園等で変更となる場合があります。

◇保育施設の見学について

各保育園では、随時施設の見学を受け入れております。見学希望者は、見学を希望する保育施設に問い合わせいただき、調整をお願いします。また、現在妊娠中の方も見学は可能となっております。

3. 保育料・副食費について（完全無償化）

尾花沢市では、子育て世帯が仕事と子育てを両立できる環境整備を進める為、令和6年4月から市独自の無償化制度を拡充しています。

お子さんの年齢や保護者の所得に関わらず、第1子より保育料を完全無償化としています。

※各保育園で保護者から集金している「教材費」「行事費」などは対象外となります。

※延長保育料及び実費徴収金（おやつ代）は、これまで通り発生します。



4. 延長保育料について

◇利用可能時間と延長保育料・実費徴収金

保育認定	延長保育時間	延長保育料（月額）
保育標準時間	公立18:15~19:00 私立18:15~19:15	1,000円
保育短時間	午前 7:15~8:30	1,000円
	午後 公立16:30~19:00 私立16:30~19:15	1時間につき1,000円 (上限2,500円)

※ただし、ひとり親世帯、在宅障害児（者）を有する世帯で、生活保護世帯及び、市町村住民税が非課税の世帯の場合は、上記の延長保育料は無料となります。

5. 実費徴収金（おやつ代）について

上記の延長保育料とは別に、

17時以降ご利用の方は、実費徴収金（おやつ代）月額1,000円を徴収致します。

6. 延長保育料・実費徴収金の支払い方法について

尾花沢市では、保育料の口座振替を推進しています。下記の金融機関の指定口座からの口座振替ができます。振替日は月の末日（土日祝の場合は翌日）となります。

※振替可能な金融機関（各支店対応可能です）

山形銀行 / きらやか銀行 / 北郡信用組合 / みちのく村山農協 / ゆうちょ銀行

※口座振替を希望される方は、別紙【尾花沢市保育料口座振替依頼書】に必要事項を記入の上、希望する金融機関の窓口にお申し込み下さい。

7. 年度途中の入所予約について

令和7年度途中に入所の希望がある方の入所の予約を受け付けています。

また、令和6年10月以降出生予定の方で、令和7年度の途中に保育施設入所の希望がある方についても、予約ができますので、福祉課保育係にご相談ください。

◇年度途中入所予約・出生前予約の申請方法について

- (1) 既にお子さんが生まれている方で、令和7年度中に保育施設に入所希望の方
→入所の申し込みが可能です。次ページの「入所の申し込みについて」をご確認いただき、各種書類の提出をお願いいたします。
- (2) 令和6年10月以降出生予定の方で、令和7年度中に保育施設に入所希望の方
→出生前入所予約申請書の提出をお願いいたします。出生後に入所申し込みの手続きをしていただきます。

提出書類：①出生前入所予約申請書
②母子手帳の写し

提出先：尾花沢市福祉課保育係

8. 令和7年度尾花沢市保育所入所手続きについて

■入所の申し込みについて（先着順ではありません）

◇入所申し込み受付期間・提出書類

- (1) 受付期間：令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）
- (2) 提出先：尾花沢市福祉課保育係または入所希望の保育施設
- (3) 提出書類：
 - ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（兼）保育所入所申込書（兼）保育児童台帳（兼）同意書
 - ②保護者の「保育の利用を必要とする理由」が確認できる書類（2号・3号認定者は添付してください）



【「保育の利用を必要とする理由」を確認する書類】

保育の利用を必要とする理由	確認書類
就労（育児休業を含む）	就労証明書（自営の方は申立書）
妊娠・出産	母子手帳 ※
保護者の疾病、障がい 親族の介護・看護	診断書・身体障害者手帳・介護保険被保険者証等 ※
災害復旧	罹災証明書等 ※
求職活動	求職カード等 ※
就学	在学証明書等 ※
虐待やDVのおそれがあること	保護に関する証明書等 ※
その他	その他事由についてはご相談ください

※がついている書類は、申立書を提出する必要があります。各種書類については、福祉課保育係または市内各保育施設に準備しています。

◇支給認定並びに保育所入所決定について

- (1) 支給認定並びに保育施設入所の決定は、令和7年1月上旬頃を予定しています。
- (2) 保育施設入所決定後に入所を辞退する場合や入所後に登録情報の変更がある場合は、支給認定の変更手続きが必要となりますので、入所の保育施設または福祉課保育係までご連絡ください。

※保育施設の入所に関する情報は、尾花沢市子育て応援情報サイト「おがぁ〜れ」に随時お知らせしていきますのでご覧ください。

【<https://www.city.obanazawa.yamagata.jp/ogare/>】

尾花沢市福祉課保育係

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号
☎0237-22-1111（内線175）

